

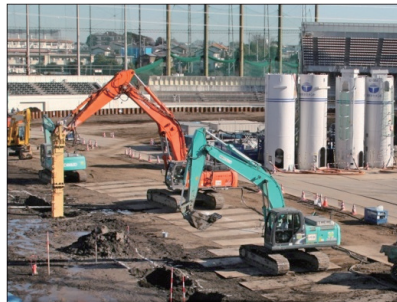
改良土の六価クロム溶出試験

セメントまたはセメント系固化材を用いた地盤改良工事では、改良した土(改良土)について環境庁告示46号に定める六価クロム溶出試験※を実施する必要があります。

※国土交通省通知「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」

六価クロム溶出試験が必要となる固化材の種類

- 普通ポルトランドセメント
- 高炉セメント
- セメント系固化材
- 石灰系固化材



六価クロム溶出試験の対象となる工法

- 深層混合処理工法……………粉体噴射攪拌
高圧噴射攪拌
スラリー攪拌 等
- 薬液注入による地盤改良工
- 表層混合処理工法
- 路床安定処理工
- セメント安定処理工法による舗装工
- 地中連続壁工による仮設工
- 盛土
- 埋戻
- 土地造成工法



試験の概要

試験方法	試験の実施時期	試験材料
試験方法 1 (事前試験)	室内配合試験時	現場添加量に最も近い配合の供試体 材齢 7 日が基本 各土層または各土質ごとに実施
試験方法 2 (事後試験)	地盤改良施工後	改良された地盤から搾取した試料 材齢 28 日が基本
試験方法 3 (タンクリーチング試験)	試験方法 2 の 結果判明後	試験方法 2 で六価クロム濃度が 最も高かった箇所

試験方法 1 において、検液中の六価クロム濃度が 0.05 mg/L 以下である場合は、試験方法 2、3 を実施する必要はありません。

ただし、改良しようとする土が火山灰粘性土(赤ぼく、関東ローム、鹿沼土など)の場合は、すべての試験を実施する必要があります。

分析・報告体制

当社は、試料の前処理及び事務処理を大幅に効率化しています。

- 自動溶出試験装置による迅速対応(最短、試料到着翌営業日速報)
- 検体管理、データ処理を自動化し、信頼性向上と迅速処理を両立しています。



● 自動溶出試験装置(自社開発)

試料到着後 3 日で濃度計量証明書を発送する体制を取っており、建設工期の短縮に大きく貢献しています。

お急ぎの場合は、最短、試料到着翌営業日に FAX による速報を送付いたします。

バーコードによる検体管理



自動データ取込、野帳、報告書の自動作成



● システムによる自動管理